

## 浜松市外国人材活躍宣言事業所の募集について

本市では、外国人材の確保・定着・活躍促進並びに就労環境の向上を図ることを目的として、「浜松市外国人材活躍宣言事業所認定制度」を行っています。

本制度は、下記のとおり外国人材の活躍推進に積極的に取り組む事業所の募集を行い、「浜松市外国人材活躍宣言事業所」として認定・公表するものです。

認定されると、事業所のイメージアップ、市の発注業務での優遇措置、外国人材の日本語学習にかかる補助金上限額の引き上げなどのメリットがあります。

また、浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定を目指す事業所を対象としてアドバイザーを派遣する制度も行っています。

詳細は別添チラシ及び市ウェブサイトをご参照ください。

### 記



浜松市外国人材活躍宣言事業所  
認定マーク

#### 1 募集期間

令和5年6月1日(木)～6月30日(金)17時必着

#### 2 対象事業所

従業員を雇用している企業、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、団体及び個人事業主

#### 3 主な申請要件

- (1) 申請する日の属する年度の4月1日現在において、1年以上浜松市に所在していること
- (2) 外国人材を1名以上雇用し、安心・安全に働くことが出来る就労環境づくりのほか、能力発揮・活躍促進・職域拡大に努めていること
- (3) 市税を滞納していないこと など

#### 4 応募方法

浜松市ウェブサイトから様式をダウンロードし、必要事項を記載、必要書類を全て揃えて郵送または持参により提出（※提出先：公益財団法人浜松国際交流協会）

▼浜松市ウェブサイト



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/office/index.html>

## 5 主な認定メリット

- ・事業所のイメージアップ（認定マークの使用、市ウェブサイト等での取組紹介）
- ・市が発注する建設工事、物品購入、業務委託における優遇措置

## 6 アドバイザー派遣制度

「浜松市外国人材活躍宣言事業所」の認定を目指している事業所を原則対象として、1事業所2回まで社会保険労務士等の外国人材活躍促進のためのアドバイザーを無料派遣します。

申込期間 令和5年5月1日（月）～令和6年1月31日（水）

派遣期間 令和5年5月1日（月）～令和6年2月29日（木）

申込方法 「外国人材活躍促進アドバイザー派遣申請書」を郵送またはメールで提出  
※申請書は浜松市ウェブサイト及びはままつ多文化共生・国際交流ポータルサイト HAMAPO からダウンロードできます  
※本年度の認定を目指して、アドバイザーの派遣を希望する場合は、令和5年6月10日（土）までにお申し込みください。

▼浜松市ウェブサイト

- 浜松市ウェブサイト <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/office/index.html>
- はままつ多文化共生・国際交流ポータルサイト HAMAPO  
<https://www.hi-hice.jp/ja/job/fixation-support/adviser/>



提出先・問合せ 公益財団法人浜松国際交流協会

TEL : 0 5 3 - 4 5 8 - 2 1 7 0